

資本形成五%が略々適当であろう。然るに今年度予算が国民所得の二〇乃至二五%を占むるとせば政府消費と個人消費の二者のみで国民総生産を超過し、両者の競合がインフレーション激化を招来するは必然であるのみならず、生産再開のための資本形成もおぼつかない結果とならう。

敗戦国に於ける財政膨脹及び国民生活水準の切下は必然的な要請で、ハンガリーに於ては一九四六年度予算は国民所得の二〇%、四七年度には四〇%を占め、国民の生活水準を最低限度に圧縮したと伝えられているが、我が国の場合は前述せる如く生活水準は略々限界に達せんとしており、政治的社会的見地からして最低生活維持の線を現在より著しく低く定めることは困難と見られる。従つてこゝに巨額の財政支出が加われば国民所得は全部消費せられて、あまつさえ蓄積資本の喰込みを生ずるに至る。結局今年度予算は国庫収支の均衡にも拘らず、国民所得より見ればなほ過大で此の点よりする物価高騰の要因を含むものであり、敗戦国として財政縮減が困難であるとすれば、インフレーション阻止、資本形成のためには生活水準を更に極力引下げると共に外資導入を懇請することが絶対に必要なりとの結論に達せざるを得ない。(積山)

## 生産物賠償と我国経済

昭和22・7・1

### (一) 生産物賠償に関する経緯

対日賠償問題の最近の動きとして、去る五月二十日極東委員会に於て生産物賠償方式の一部採用が決定せられた。之は連合国の対日賠償政策に於ける注目すべき転換であり、我国経済にも影響尠からざるものがある。依つて以下本問題に付き若干の考察を加えたい。

元来対日賠償の根本規定たる一九四五年七月二十六日附ポツダム宣言は、特に設備賠償と限定している訳ではない。しかしドイツの先例に徴し、又「降伏後の

### 生産物賠償と我国経済

日本に対する米国初期の政策」等に覗わるゝ米国側方針に照し、従来設備賠償のみが考慮されていた処、五月二十日極東委員会は日本からの賠償は生産物賠償をも併せ課すべき旨発表した。ワシントン五月二十日発U S I S電は之を次の如く述べている。

「日本からの賠償取立は次に記す物件の引渡(トランスファー)によつてこれを実施する。即ち、現在の日本の資本財(キヤピタル・エクイブメント・エンド・フアシリティーズ)及び現に存在し又は将来製造される財貨にして極東委員会の設定した政策乃至は極東委員会の関係規定に従つて賠償目的に取立てるべきものと指定されたもの」

### (二) 生産物賠償方式採用の理由

今回賠償の一部に生産物賠償方式が採用された理由は次の如く考えられる。

- (1) 設備賠償が実施途上ロス多く不経済なることをドイツの先例で体験せること(撤去設備の一八%しか利用出来なかつた)。
- (2) 中国、比島等は自国の物資不足緩和の爲生産物賠償を熱望して居り、米国も之等諸国に対する復興支援の立場から之を支持していること。
- (3) 東洋諸国の技術が低いため設備を取得するも、充分これを利用し得ざること。
- (4) 中国以外の諸国向設備賠償は徒に輸送費倒れとなること。

### (三) 生産物賠償の形式

生産物賠償による場合、設備の所有権、原材料等に関し種々の組合せによる運営方式が考えられる。即ち、

- (1) 設備所有権を日本人に残し
  - (イ) 材料を日本側で調達する場合
  - (ロ) 材料を債権国側から供給する場合
  - (2) 設備所有権を債権国に移し
  - (イ) 材料を日本側で調達する場合
  - (ロ) 材料を債権国側から供給する場合
- が考えられる。

以上の内(1)の(イ)は第一次大戦当時ドイツに対し執られた方法であり、(2)の(ロ)は今次大戦後ソ連がドイツに対し主張しおる処で、ソ連占領地区内では既に実施中、英米占領地区に対しても(場合に依つては(1)の(ロ)の形式で)実施方要求中のものである。日本としては生産物賠償実施の場合(1)の(ロ)の場合即ち所有権を当方に存置し、材料を債権側より供給せしむるを最も有利とすること云う迄もなく、次いで(1)の(イ)であり、(2)の(イ)は最も不利と云うべく、最悪の場合と雖も(2)の(ロ)即ち原材料は債権側より供給を受くるよう努めるべきであらう。

(四) 生産物賠償の得失

生産物賠償の利点としては、

(1) 撤去予定の優秀工場(財閥所有優秀工場が優先的に撤去指定された)が存置される可能性あること。

(2) 龐大な支出を予定されてゐた撤去費の削減(モデル作業ではトン当り二万円、撤去総計五、七〇〇、〇〇〇トン、三〇%中間取立のみで三四二億円となる)。

(3) 失業防止、雇用増加(賠償物資生産に従事する労働力は必ず扶養される)。

(4) 貿易促進(海外市場に日本製品を馴染ませ、又原料債権国供給の場合は普通貿易用原料も輸入容易となる)。

(5) 世界的に見ても撤去、運搬、再建に徒費する労働力・資材を有効に利用し得、又撤去作業に随伴すべき設備のスクラップ化を防止し得る。

これに対し欠点としては

(1) 長期に亘り賠償物資調達上財政を圧迫する。(設備撤去の際は賠償補償をせず、戦災同様損失は当該施設所有者の全額負担とする方針であつた。生産物賠償ではかゝる方針は許されず、当然賠償物資は政府買上となるべくインフレ促進要素となる。)

(2) 計画經濟を攪乱する。(今後我國は必然的に計画經濟を採用すべく要請されているが、若し撤去予定工場が外国人所有工場として存置されることとなり、而も原料自給の如き事態となる時は原料の優先的配給等經濟計画を攪乱される惧れがある。)

(3) 旧式設備が徒らに残存することとなり、将来の日本産業の对外競争力を弱化する。

(日本の従来の設備は戦前既に世界の水準に比し十年遅れていた。戦時中十年遅れ、更に其儘今後も使用するものとせば、平均して三十年位時代遅れとなり、到底今後の國際競争に伍して行けぬこととなる。この際寧ろ設備賠償で老朽施設一掃を可とするの見方もある。)

(4) 設備撤去は元來日本經濟より平和的經濟維持に必要な程度を超える余剰施設を撤去するを目的とし、しかも撤去により、日本に対する戦勝國側の全要求を一括一回限りで清算する、いわゆる *Once and all* であり且 *All inclusive payment* で解決することが出来るのに、設備撤去の外に生産物賠償を認めれば、今後長期に亘り複雑な關係、後腐れを残すこととなる。此際寧ろ一思ひに賠償を清算して、日本經濟をすつきりした形で新発足せしむべきであるとの論も有力である。

生産物賠償を唱えるのは主として産業人であり、これに反対するのは主として官庁筋であるが、我國としては以上の得失を通観したる上、自己周辺の狭い利害に立脚することなく、又眼前の事象のみに捉われず、大局に立ち、将来の事態を考慮して今後に備へべきであらう。

(五) 生産物賠償の事例

(1) ドイツ 元來設備賠償なる觀念は第一次大戦当時の失敗に鑑み今次賠償問題処理に関し米國の発案したものである。ソ連はヤルタ會談では生産物賠償を欲して居たのであるが、ポツダム會談により設備賠償を採ることに同意した。然るに終戦後ソ連の設備賠償実施の結果に徴するに、撤去工場一、九四三工場中、有効に利用し得たるは一八%に止まり、他は徒にスクラップの山を築いたに過ぎなかつた。こゝに於て昨年五月からソ連は生産物賠償主義に転換した。

即ちソ連地区内製品の入一割をソ連向発送、其の四分の一には代金を支払ひ残りの四分の三は賠償として取立てゝおり、その額は毎月二億四千万弗に上つている。更にソ連は本年一月十六日声明を發し、そのドイツ占領地区内工場設備の賠償撤去を中止(撤去予定の二百工場をソ連企業に変更の上ドイツ内に存置)すると共に、同地区内に許さるべきドイツ工業の生産水準を二―三倍に増加させることとした。

ソ連は右の生産物賠償方針を全独に及ぼさんとし、過般のモスクワ会談にも、この旨提案したが、英米の反対によりソ連案は遂に成立しなかつた。英米反対の理由はソ連がドイツの新生産物を大量に無償で吸収すればドイツの必需物資輸入代金見返りに充つべき西独工業製品の欠乏を来すと云うにある。

(2) イタリア 米國は予てからイタリアが他國の經濟的援助に依存してゐる事實を指摘して、対伊媾和条約では無賠償の方針を取るべき旨明かにしたが、ソ連の強硬な賠償要求を抑へることが出来ず、遂にソ連の要求が容れられ、イタリアはソ連其他の國に対し設備、生産物等により賠償を支払ふことになつた。イタリアの対ソ賠償は一億弗と決定され、七ヶ年間に亘つて支払わねばならぬ。この金額には設備並に生産物双方が含まれるが、新規工業生産物からの賠償は最初の二年間は行われない。但し賠償取立國とイタリア政府間の協定に基づいて行はれる場合はこの限りでわなない。引渡される財貨の數量及び種類はイタリア及びソ連政府の協定により決定され賠償物件の選択及び引渡の計画に當つては、イタリアの經濟復興を阻害し、他の連合諸國の負担を増すことがない様な方法を探らねばならないこととなつてゐる。ソ連は賠償物資の生産に必要な原料にして、通常イタリアが輸入するものを商業的条件によりイタリアに供給しなければならず、輸入原料代金の支払はソ連に引渡された製品の価額から差引くことにより行われる。

其他イタリアはユーゴに対し一億二千五百万弗、ギリシヤに対し一億五百万弗、エチオピアに対し二千五百万弗、アルバニアに対し五百万弗と夫々賠償を支払ふこととなつてゐるが、賠償内容及び条件に付てはソ連に対する場合と略々同様である。

(3) 其他諸國 ハンガリーの賠償額はソ連に対し二億弗、チェッコ及びユーゴ各々五千万弗で、一九四五年一月二十日より八ヶ年に亘り、機械設備、河航船、穀物等を以て支払ふこととなつており、ルーマニアの対ソ賠償額は三億弗で、一九四四年九月十二日より八ヶ年に亘り石油製品、穀物、木材、河航及び海航船、機械等を以て支払ふこととなつてゐる、又フィンランドの賠償額はソ連に対し三億弗、一九四四年九月十四日より八ヶ年に亘り木材製品、紙、セルローズ、

河航及び海航船、機械等を以て支払う。ブルガリアの賠償はギリシヤ四千五百万弗、ユーゴ二千五百万弗で支払期間並に賠償物資に就いては明かでない。

#### (六) 生産物賠償と賠償総額

生産物賠償方式を採るとせば当然賠償総額並に期間が問題となる。ドイツの場合ソ連案では総額二百億弗、内ソ連取得分百億弗となつており、イタリアの場合は総額三億六千万弗ソ連分一億弗と決定された。右の対ソ賠償金額中にはイタリアの場合は生産物賠償の外に設備賠償分を含み、ドイツの場合も含むものと思われるが、ソ連はイタリアに対して賠償物資製造用原料の供給を約しており、ドイツに対しても同様の条件を申出ている。日本に対する場合賠償の総額は未確定であり、何れ媾和會議で確定されるであらうが、今日迄の処一七二億五千万弗説(昭二、四、一、フランクフルト放送R・P)或いは方顯延氏の五十億弗説、趙震鵬氏の三千億円説(毎日新聞二二・六・二七)が伝えられてゐる。

仮に賠償総額三千億円を生産物で支払うものと仮定すれば昨年度國民所得(四千億円或は五千億円と云われている)より少ない。但し右三千億円の円額の基準が問題であり、若し日本國民の最低生活水準に關し極東委員會の決定したる如き一九三〇年—三四年の水準を取るものとせば、例へば一九三三年の日本の國民所得は一一四億円に過ぎず、上記三千億円は殆ど天文学的數字とも稱すべきものとなる。

また仮に期間十年として現在の円価を標準とせるものと解すれば、國民所得も一割近くを十年間支払う訳である。倫敦エコノミストはドイツの場合従来巨額に上つた軍事費が今後不要となることを思えば、ドイツにとり國民所得の一割程度の生産物賠償は支払可能なりと述べてゐる。併し我國の場合本年度予算一、一四五億円は國民所得四千億円の約二八%に當り、外に産業資金に四一五%を割くものとすれば兩者合計は三三%となり、國民所得中國民の最低生活維持に必要と云われる八〇%を既に一三%も喰ひ込んで居る現在、此の上更に一割を支払う余地は全くないと思わねばならぬ。結局残された途は唯一つ、國民所得自体を増大して賠償を負担する外なく、その為にも生産増強、貿易振興が要望される次第である。しかしながら經濟力の殆ど枯渇せる日本の現状より見て、生産増強の実を挙

ぐることは容易でない、結局生産物賠償の場合は今後数年間少くもイタリーの如く二年間は支払を猶予して貰わねばならぬであらう。

### (七) 結 語

最後に故ケインズ卿の名著「平和の經濟的結果」[The economic consequences of the peace]を想起して結語に代えた。

第一次大戦の当時ウイルソンの対独十四条宣言にも拘わらず各国の国内情勢は対独賠償強硬論者を優勢ならしめ、遂に各国はドイツに対し一、三二〇億金マルク(約六十六億磅)の賠償を強要するに至つた。然しケインズはドイツの賠償をその支払能力の範囲内に限定(彼は二十億磅の賠償を提案した)し、ドイツ人に新たな希望を与え、産業を振興せしめ、以て実施不能な条約の強行より派生する絶えざる摩擦を回避すべしと爲した。不幸ケインズの言は用いられず、ドイツは天文学的賠償負担を荷ふことゝなつた。

翻つて今次大戦後の処理方策を見るに、國際連合、ブレトンウツツ協定、IT O等連合国の戦後世界經營策は頗る周到、賢明なものであり、倫敦エコノミスト(一九四六・一一・二三)に至つては原則としてドイツに対し賠償を課すべからずとさえ主張している。対日賠償に就いてもマッカーサー元帥は蕪から血液はしほれないと云つてゐる。更に最近米閣下院外交分科委員会は日独兩國の經濟的自立確立のため米國は兩國に対する賠償の打切を主張すべきであると勧告している(七月三日ワシントン発A.P.)。我々敗戦國民としては連合國の理解ある措置を待望して止まぬ次第である。(七・七村田、斎藤)

## 我國インフレーションの特質

昭和23・1・1

我國インフレーションの特質を述べる前にインフレーションとは何かといふ事に付て簡単に述べておかねばならない。何故ならば分つた様で分らないのがインフレーションの本体であり、然も之に付て正しい觀念を把握しないことが我國イ

ンフレーションの特質を見誤らしめ惹いては妥當なインフレーション防止対策の樹立を妨害してゐる事が今更乍ら痛感されるからである。

### (一) インフレーションの概念

インフレーションとは一体何であるか。言語學的にその源を追究するならば、インフレーションとはインフレート(inflate)といふ動詞を名詞化したものであり、更にインフレートなる英語はラテン語のインフラーレ(inflare)に由来してゐる。此のインフラーレといふ動詞は膨らませるといふ意味で、何を膨らませるかには特に限定が無かつたが、当初インフレーションと云へば通貨ではなくて寧ろ物を膨らませる意味に使用せられた。よく出される例であるが、昔牛を売る人が先づ牛に塩水をつけた枯草を食せさせて渴を訴へさせ、その後水を沢山飲ませて牛の腹を膨らませ一時的に目方を増やし牛を高価に売却するといふが如き場合がその典型的な使用方法である。而してインフレーションといふ言葉が通貨の膨脹といふ意味に使用せられ始めたのは、一八六一年南北戦争当時のアメリカに於て例のグリーンバック紙幣の濫発に關聯し盛に議論が沸騰した頃からと認められる。此の如くインフレーションといふ言葉を言語學的に觀察するとインフレーションの本体が通貨の膨脹に存することが明かとなるが、然し我々が現在問題としてゐるインフレーションの本体を理解する爲めには言語學的觀察だけでは不十分で、改めて經濟學的見地から嚴密に概念規定をする事が必要である。換言するならば漠然と通貨の膨脹即ちインフレーションと考へることなく之に特殊の限定を付することによつて始めて我々はインフレーションの本体に接近することができる。然らば通貨の膨脹に付すべき特殊の限定とは何か。私は之を次の様な形で表現するのを適當と考へる。

インフレーションとは、金を離れた不換紙幣が流通に必要な金の數量を超過して膨脹する結果生ずる不換紙幣の異常なる減価(金に対する打歩の異常なる増大)である。或は逆にその異常なる減価を伴ふ所の不換紙幣の流通に必要な數量を超過する膨脹と云ひ換へてもかまはない。以下此の概念規定を分けて説明する。

先づインフレーションとは金を離れた不換紙幣の膨脹である。俗に通貨の膨脹